

経済要録

国内

◆金融監督庁、「預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について」を公表

金融監督庁は、6月8日、「預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について」を行うことを検討している旨公表した。その内容は以下のとおり。

預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について

1. 目的

金融商品に係る時価会計の導入に伴い、預金取扱い金融機関（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関）の自己資本比率の計算方法等を定めるため、所要の措置を講ずる。

2. 内容（銀行法関係）

自己資本比率規制関係告示等を改正し、銀行及び銀行持株会社の単体及び連結自己資本比率算定上の、「その他有価証券」及び「為替換算調整勘定」の評価差額の取扱について、次の通り定める。また、これに伴い、業務報告書等の様式を改正する。

イ) その他有価証券の評価差額

その他有価証券の評価損益（損益ネット後）について、

評価益 その45%を補完的項目に算入する

（但し、国内基準適用行については、

算入しない）

評価損 税効果調整後の全額を基本的項目に算入（控除）する

ロ) 為替換算調整勘定の評価差額

損益にかかわらず、その全額を基本的項目に算入（控除）する

3. 改正する告示及び命令（銀行法関係）

- 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（金融監督庁・大蔵省告示）
- 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（同上）
- 銀行法施行規則（総理府・大蔵省令）

4. 他の預金取扱い金融機関関係

長期信用銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法、農林中央金庫法、農業協同組合法等に係る告示・命令についても、同様の改正を行う。

5. 実施時期

イ) その他有価証券の評価差額

公布の日から施行する。ただし、平成12年4月1日以降、各金融機関ごとに、最初にその他有価証券に係る時価評価を実施した決算期から適用する。

ロ) 為替換算調整勘定の評価差額

公布の日から施行する。

◆「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表開始について

日本銀行は、6月8日、「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表を開始することとした旨の対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

平成12年6月8日
日 本 銀 行

「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表開始について

(はじめに)

日本銀行では、金融政策運営に関する情報開示の充実に努めてきておりますが、今般、「日本銀行が供給する通貨」を示すものと位置付けているマネタリーベースと日本銀行の行う各種取引との対応関係を示す、「マネタリーベースと日本銀行の取引」という統計を、毎月公表することとしましたので、お知らせいたします。

本統計の基本的考え方、仕組み等の概略は以下のとおりです。なお、詳しくは、本日、同時に公表しているペーパー『「マネタリーベースと日本銀行の取引」統計について』をご参照ください。

1. 「マネタリーベースと日本銀行の取引」の基本的考え方

中央銀行の供給する資金の捉え方には様々なものがあり、定まった定義というものはありませんが、日本銀行が「中央銀行が供給する通貨」を示すものと位置付けているのがマネタリーベースです。日本銀行が公表しているマネタリー

ベースは、「日本銀行券、貨幣流通高、日銀当座預金の合計値」と定義され、その構成要素のうち日本銀行券と日銀当座預金は日本銀行のバランスシートの負債部分に計上されています。

他方、日本銀行のバランスシートには、金融市場調節（オペレーション）や貸出のほか、政府や外国中央銀行との取引など、日本銀行が行っている様々な取引の結果が反映されています。

したがって、日本銀行のバランスシートを組み替えることを基本にして、マネタリーベースと日本銀行の行う取引の対応関係を示す計表を作成することができます。これが、「マネタリーベースと日本銀行の取引」の基本的な考え方です。

—— 日本銀行のバランスシートや資金需給・金融調節に関する計表（日次ベースの「資金需給と調節」、月次ベースの「資金需給実績」^(注)。これらを総称して、以下「資金需給表」という）では、日本銀行の行っている取引を具体的に把握することが難しい面がありました。

例えば、日本銀行のバランスシートの拡大・縮小に応じて、金融の緩和・引き締めが行われているとみられることがあります。一方、資金需給表では、例えば、財政要因による資金余剰日（月）に日本銀行が売りオペレーションを多用することが資金吸収＝引き締めを行っているとの見方を招くこともあります。こうした誤解を避けるためには、バランスシートの中味をマネタリーベースと対応させて取引毎に分解して分かりやすく示すことが有用と考えられます。

^(注) これらは、金融市場局が別途発表するとおり、7月より名称が変更される予定です。

2. 「マネタリーベースと日本銀行の取引」の仕組み

上述したとおり、「マネタリーベースと日本銀行の取引」は、日本銀行券と日銀当座預金を中心に構成されるマネタリーベースを、日本銀行の他の資産・負債項目で説明するため、日本銀行のバランスシートを組み替えることにより作成されます。

具体的には、①日本銀行のバランスシートから、「発行銀行券」と「当座預金」を抽出し、それに貨幣流通高を加えて、マネタリーベースを算出する(注)、②他の資産・負債項目および資本項目ならびに貨幣流通高を、その合計が①のマネタリーベースに一致するよう並べ替える、さらに③各バランスシート項目を、日本銀行の行う各種取引の類型で分解する、という方法で作成します。

このように、「マネタリーベースと日本銀行の取引」はバランスシートを組み替えて作成することから、ストック計数を示す計表(「ストック表」)が基本となりますが、併せて、ストック計数の増減額(フロー計数)を示す計表(「フロー表」)を作成・公表することとしています。

(注) これまで日本銀行が公表しているマネタリーベースは平残計数であるのに対し、「マネタリーベースと日本銀行の取引」におけるマネタリーベースは末残計数であり、両者のベースは異なります。

3. 「マネタリーベースと日本銀行の取引」の特徴

「マネタリーベースと日本銀行の取引」は、バランスシートや資金需給表と比較して、次のような特徴があります。

(1) バランスシートとの比較

バランスシートは、日本銀行の資産、負債および資本の状況を会計ルールに従って整理したものです。それだけでは、日本銀行の行っている様々な取引の全体像を把握することはできません。

「マネタリーベースと日本銀行の取引」では、例えば、国債について、日本銀行がどのような取引を通じて取得しているかの内訳を示すことで、日本銀行の国債を用いた取引とマネタリーベースとの対応関係を分かりやすく表示しています。

(2) 資金需給表との比較

資金需給表は、銀行券の発行・還収(銀行券要因)、国庫金の受け払い等(財政等要因)、および日本銀行の金融調節によって、当座預金残高が決定される状況を一覧できるように作成しているものです。ただ、資金需給表は、日々の金融調節の理解を容易にするという目的上、日銀当座預金の動きに焦点を当てています。

一方、「マネタリーベースと日本銀行の取引」は、例えば、銀行券発行や国庫金の受け払いも、それらがマネタリーベースの増減にどのように対応するかという観点から作成されています。

4. 公表方法等

「マネタリーベースと日本銀行の取引」は、毎月の計数を、翌月初第6営業日の8時50分に、書面およびホームページへの掲載により公表いたします。なお、準備が整い次第、金融経済統計月報にも掲載する予定です。

◆「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表開始に伴う資金需給関連統計の見直しについて

日本銀行は、6月8日、「マネタリーベースと日本銀行の取引」（『日本銀行調査月報』2000年8月号「経済要録」参照）の公表開始に伴い、資金需給関連統計について見直しを行うこととした旨の対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

平成12年6月8日
日本銀行

「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表開始に伴う資金需給関連統計の見直しについて

日本銀行では、本日、別途発表したとおり、「マネタリーベースと日本銀行の取引」の公表を開始することとしました（『マネタリーベースと日本銀行の取引』の公表開始について、平成12年6月8日参照）。これに伴い、金融市場局が作成・公表している資金需給関連統計について、重複する統計を整理・統合するとともに、その位置付けを明確にする趣旨から以下の見直しを行うこととしましたので、お知らせします。

1. 資金需給関連統計の名称変更

現在、金融市場局では、「資金需給と調節」（日次ベース）、「資金需給実績」（月次ベース）を作成・公表していますが、これらの名称を「日銀当座預金増減要因と金融調節」（日次ベースおよび月次ベース）に改めます。

これらの統計は、銀行券の発行・還収（銀行券要因）、国庫金の受払い等（財政等要因）、および日本銀行の金融調節によって当座預金残高（増減）が決定される状況を一覧できる

ように整理し、日々の金融調節に対する理解を容易にすることを目的としています。今回の措置は、こうした統計の目的により適合するように名称を変更するものです。

なお、上記統計における金融調節手段の掲載順序を、「マネタリーベースと日本銀行の取引」に合わせる形で修正することとします。

これらの見直しは、日次ベースの統計については7月積み期間（7月17日～）から、月次ベースの統計については7月実績分から実施する予定です。統計の公表は、従来どおり、書面およびホームページへの掲載により行います。

2. 金融経済統計月報の掲載データの見直し

「マネタリーベースと日本銀行の取引」が金融経済統計月報に掲載されるのを機に、重複項目の多い資金需給関連統計の同月報への掲載を取り止めることとします。

◆企業会計審議会第二部会、「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」を公表

企業会計審議会第二部会は、6月9日、同部会で審議を行っている監査基準等の一層の充実についての中間的な取り纏めとして、「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」を公表した。

◆郵貯・簡保資金運用研究会、最終報告書を公表

郵貯・簡保資金運用研究会（郵政大臣が主催）は、6月9日、これまでの検討結果についての最終報告書を公表した。その概要は以下のとおり。

郵貯・簡保資金運用研究会最終報告
—資金運用の基本方針について—
〔概要〕

はじめに

- ・ 昨年6月に取りまとめた「中間報告」を踏まえて策定された「郵便貯金法等の一部を改正する法律」が去る5月に国会において成立し、これにより、郵便貯金・簡易生命保険の資金運用を支える制度的枠組みの骨格がほぼ出来上がった。この「最終報告」は、こうした制度的枠組みを前提として、基本ポートフォリオの策定手法等運用実務に密接な論点について議論した成果を取りまとめたものであり、「中間報告」と一体となって、今後の郵便貯金・簡易生命保険の資金運用の基本的枠組みとなるべきものである。

資金運用の基本的考え方

(1) 資金運用の目的

- ・ 郵便貯金事業・簡易生命保険事業は、小口個人を主たる対象として、全国あまねく公平に基礎的金融サービスを提供することを目的。したがって、郵便貯金・簡易生命保険の資金運用は、元利金・保険金等の支払を確実に行えるよう、健全経営を確保していくことを目的。

(2) 負債特性

- ・ 郵便貯金・簡易生命保険は、年金・投資信託等と異なり、
 - a) 提供する商品には、元利金・保険金等の受け取りが保証されており、リスクを預金者・加入者が負担せず、事業がすべて負担しなければならないため、リスク

- 許容度が相対的に小さい、
 - b) 一定期間固定される予定利率を上回ることを目標とするものではなく、負債コストが常に変動することに加え、資金が短期間のうちに流入するというリスクがある、
- という特色を有しており、こうした負債の性格に見合った資金運用によるリスク管理が原則。

(3) 資金運用の基本方針

① ALMの実施

- ・ 毎年度、安定的にスプレッド（運用収入－負債コスト等）を確保できるよう、資産・負債それぞれの期間構成の対応やキャッシュフロー等を管理。

② リスク＝リターンの観点からの効率的なポートフォリオ管理の実施

- ・ ポートフォリオ管理を通じ、広範な分散投資を行うことにより、資産全体のリスクを低減させるとともに、長期的な保有により取引コストを節減し、運用収入を確保。

③ 安全性・確実性を重視

- ・ 資金の性格を踏まえ、市場において、安全・確実な資産を中心にして、長期・安定的な資金運用を実施。

④ 市場への影響に配慮

- ・ 市場の一員として資金運用を行うとともに、市場への影響を十分考慮し、市場を攪乱すること等のないよう注意し行動。

基本ポートフォリオの策定

(1) 基本的考え方

- ・ 資金運用に当たっては、次のような手順を踏むことが望ましい。なお、郵便貯金については、資金運用部への既往預託金が、満期まで最長7年間にわたり残存するとともに、経過措置として財投債の引受けが求められており、実際の基本ポートフォリオ策定等に当たっては、こうした制約にも留意しなければならない。

① 商品の性格に対応した投資の目標期間の設定

② その期間に達成すべき目標のリターンとリスクの設定

③ それを達成するための（基本）ポートフォリオの策定

a) 各資産クラスのリターン・リスク、相関係数を推計し、効率的フロンティアを導出

b) 負債コスト・キャッシュフローの推計

c) 基本ポートフォリオの選択

- ・ シミュレーション等によりリスク許容度を推定し、効率的フロンティアでリスク許容度に対応するポートフォリオを基本ポートフォリオとして選択。

d) 乖離許容幅の設定

- ・ 理論的には、基本ポートフォリオと一致するよう、資産の入替え等（リバランス）を行うこととなるが、基本ポートフォリオからの乖離幅を定めておき、その範囲内の乖離は許容するという方法が採られる。

(2) 満期保有資産の扱い

- ・ 地方公共団体貸付けや満期まで保有することを目的として購入した債券等の満期保有資産は、基本的に、満期までの間の金利変動リスクに直接さらされていない資産と想定することが適当。
- ・ 一方で、負債コストの変動に伴い、スプレッドは金利変動の影響を受けることから、負債側の変動の可能性等の観点も踏まえ、満期保有資産の範囲を精査することが必要。

自家運用と委託運用

- ・ 安全・確実な債券を中心として長期・安定的な分散投資を行うものであり、郵政省においてそれなりのノウハウの蓄積があると考えられるので、いわゆる自家運用が基本。
- ・ 投資対象の分散という観点から、株式のように、リスクが大きく、特有の運用能力が必要とされる資産への運用が望ましい場合には、民間金融機関の運用能力を活用するという観点から、委託運用という形で運用。
- ・ ただし、流動性が重視される郵便貯金・簡易生命保険の資金運用においては、委託運用は、あくまで補完的なものと位置付けることが適当。

リスク管理

(1) リスク管理の必要性

- ・ ALM、ポートフォリオ管理の一環としてのリスク管理を厳密かつ適切に行い、負担するリスク量を一定範囲内に抑制していくことが必要。

- ・ 「中間報告」において提言した「準備金」については、既に積立てを行っている簡易生命保険と同様に、今後、各資産のリスクの大きさを踏まえた積立基準の設定等、その具体化に向けた検討が望まれる。

(2) リスク管理の分類

① A L M

- ・ 長期及び短期的に、元利金・保険金等の支払を確実に行う観点から、安定的にスプレッドが確保できるよう、資産と負債の対応関係を管理。
- ・ 短期的なA L Mとして、常に資金繰りが円滑に行われるよう、キャッシュインフローとキャッシュアウトフローを管理。
- ・ A L Mは、負債構成の変化に応じて、資産配分の変更により、資産の期間構成やキャッシュフロー等を調整することが基本。具体的には、負債側の期間構成を踏まえつつ、債券をバイ・アンド・ホールドするとともに、負債側の期間構成やコストが変動した場合等には、バイ・アンド・ホールド部分以外の債券を活用して調整。
- ・ 資金の流出入・コスト等の変動の安定化という観点から、負債側の商品の多様化等について検討することも必要。

② ポートフォリオ管理の一環としてのリスク管理

- ・ A L Mと併せて、資産そのものが抱えるリスクに対応して、V a Rの算出等により、ポートフォリオ管理の一環としてのリスク管理を行うことが重要。

運用評価とディスクロージャー

(1) 運用評価

- ・ 郵便貯金・簡易生命保険の資金運用においては、A L Mとポートフォリオ管理が中心になるのであるから、これら2つの観点から評価を行うことが必要。

① A L Mの観点からの評価

- ・ 運用収入の負債コスト等に対するスプレッドが安定的に確保されているか否かということについて評価。

② ポートフォリオ管理の観点からの評価

- ・ リスク＝リターンについて、基本ポートフォリオと比較することが基本。
- ・ 超過リターンが何によって生み出されたものであるかを要因分解により分析することも必要。
- ・ 委託運用機関の評価に当たっては、定量的評価に加えて、各機関の信頼性や運用プロセスの継続性、人的能力の評価等、定性的評価を行うことも不可欠。

(2) ディスクロージャー

- ・ 時価会計の導入に関して、企業会計審議会『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』等を踏まえ、その運用特性に留意しつつ、企業会計原則等との整合性を確保していくことが必要。

運用管理体制・人材育成

(1) 運用管理体制

- ・ 運用管理体制については、役割分担の明確化が重要であり、これにより、管理と執行の分離による相互牽制体制が確保される。ただし、それぞれの部門が「適切な距離」

を保ちつつ、密接に連携していけるよう配慮することも必要。

(別 添)

平成12年6月12日

日 本 銀 行

(2) 人材育成

- ・ 資金運用における役割分担の明確化と併せて、それぞれの担当分野に必要とされる知識と実務経験を有する人材を育成していくことが必要。
- ・ 資金運用に係る人材育成は、引き続き、内部育成が中心と考えられるが、民間からの経験者の登用等、一部中途採用も今後の検討課題。
- ・ 人材育成・確保のためには、給与面の処遇等、インセンティブ・システムの活用も重要。

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した(賛成多数)。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、6月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、6月14日に公表したほか、4月27日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを6月15日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆金融審議会第二部会、「保険会社のリスク管理について(保険会社社会計を巡る論点整理)」を公表

金融審議会第二部会は、6月14日、「保険会社のリスク管理について(保険会社社会計を巡る論点整理)」を公表した。これは、同部会が昨年12月21日に公表した「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」(『日本銀行調査月報』2000年2月号「経済要録」参照)に示された見直しの方向性のフォロー等を行うとともに、保険会社社会計に関する基本的論点の整理を行ったもの。

◆金融監督庁、「『金融検査』～今後の課題」を公表

金融監督庁は、6月20日、「『金融検査』～今後の課題」を公表した。その内容は以下のとおり。

「金融検査」～今後の課題

I. 平成11検査事務年度を振り返って

1. 金融監督庁は、発足以来、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指してきた。金融検査においても、厳正で実効性ある検査の実施により、金融機関等の実態を的確に把握することを通じて、金融システム全体に対する信頼の確立に努めてきたところである。

金融監督庁発足2年目にあたる平成11検査事務年度については、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置づけ、検査官の増員、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備などの検査態勢の拡充や金融行政を巡る環境の変化を踏まえ、専門性の高い深度ある検査を実施することを基本的な課題とした。

2. 具体的には、

- (1) 金融検査マニュアルに基づく法令等遵守態勢、リスク管理態勢についての的確な実態把握、
- (2) 金融機関等子会社、海外拠点を含めた金融機関等グループ・コングロマリットの一体的な実態把握、
- (3) 生命保険会社に対する資産内容等の実態把握のための集中検査の実施、

- (4) コンピュータ2000年問題に関する検査の実施、
 - (5) 信用金庫の資産内容の健全性や外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査の実施、
 - (6) 金融検査マニュアルの整備に続く保険検査マニュアルの策定、
 - (7) 民間の専門家の登用をはじめとした検査の専門性の向上、
- などに取り組んできたところである。

II. 今後の課題

1. 金融検査における今後の課題は、第一に、いわゆるペイオフの解禁を控え、重点的かつ効率的な検査を通じて、より安定的な金融システムの構築に向けて万全を期すことである。

第二に、金融システム改革が進展する中で、電子金融取引の拡大、持株会社方式による事業統合、時価会計の導入など会計・ディスクロージャー制度の国際標準化等が進んでおり、こうした新しい流れを踏まえた専門的で実効性ある検査を実施する必要がある。

第三に、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、金融検査に対して、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で信頼性の高い検査を実施する必要がある。

2. 重点的かつ効率的な検査の実施

(1) 信用組合集中検査

信用組合については、本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けたところであり、国による十分な実態把握が

できていないことから、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集中検査を実施する必要がある。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、新設される検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

(2) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

(3) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

3. 専門的で実効性のある検査の実施

(1) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管する金融庁の特色を活かし、持株会社を含む親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。金融機関等の持株会社については、主に傘下の金融機関等に対するリスク管理機能に着目し、グループ全体のリスク管理態勢についての的確な実態把握に努める。

(2) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

(3) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対する的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局等と緊密な連携を維持する。

(4) 検査マニュアルの整備、研修の充実等

金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実に努める。

また、研修の充実、民間の専門家の登用、海外当局との人材交流等により、検査の専門性の向上を図る。

4. 公正で信頼性の高い検査の実施

(1) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関

等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性・透明性の向上に努める。

(2) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

◆企業会計審議会第一部会、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」を公表

企業会計審議会第一部会は、6月23日、同部会で審議を行っている固定資産の会計処理についての中間的な取り纏めとして、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」を公表した。

◆金融審議会、「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を公表

金融審議会は、6月27日、21世紀を支える金融の新しい枠組みについての答申を取り纏め、大蔵大臣に提出した。同答申は、金融審議会のこれまでの取組みを振り返りながら、金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて、今後取組むべき課題を明らかにするとともに、21世紀の我が国証券市場を支えるインフラ整備の在り方について、証券決済システム改革の中

心に、その基本的な考え方を示したもの。その概要（目次）は以下のとおり。

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」

目次

はじめに

I. 金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて

1. 取組みの背景

(1) 経緯

(2) いわゆる「日本版金融サービス法」の必要性

(3) ルールの基本的な枠組み

2. これまでの法整備

(1) 金融システム改革における対応

(2) 「中間整理（第二次）」を踏まえた法整備における対応

3. ルールの実効性の確保と消費者教育

(1) 金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について

(2) 金融分野における消費者教育の推進について

4. 新しいルールの枠組みに向けた今後の取組み

(1) 基本的な考え方

(2) 今後の課題

II. 21世紀の我が国証券市場を支えるインフラ整備の在り方について

1. 証券市場のインフラ整備について

(1) 証券市場のインフラ整備の重要性

(2) これまでの取組み

2. 証券決済システムの基本的な考え方

- (1) 統一的な証券決済法制の整備
- (2) 有価証券の無券面化を可能とする法制の整備
- (3) 証券決済機関の在り方の見直し
- (4) 電子化の推進およびDVPの実現
- (5) 今後の取組み

おわりに

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、6月28日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また平成12年7月～12月の金融政策決定会合の開催予定日を別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、5月17日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを7月3日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添1)

平成12年6月28日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決

定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添2)

平成12年6月28日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成12年7月～12月）

	会合開催	(参考)	
		金融経済月報公表	(議事要旨公表)
12年 7月	7月17日<月>	7月19日<水>	(9月20日<水>)
8月	8月11日<金>	8月15日<火>	(10月18日<水>)
9月	9月14日<木>	9月19日<火>	(11月 2日<木>)
10月	10月13日<金>	10月17日<火>	(11月22日<水>)
	10月30日<月>	—	(12月 5日<火>)
11月	11月17日<金>	11月21日<火>	(12月20日<水>)
	11月30日<木>	—	未定
12月	12月15日<金>	12月19日<火>	未定

◆金融再生委員会、「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表

金融再生委員会は、6月29日、「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表した。その内容は以下のとおり。

「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」

協同組織金融機関は、会員・組合員の相互扶助組織という性格を有しつつ、中小零細企業向け金融等を通じて地域経済にとって重要な役割を果たしてきている。これらの金融機関は、銀行と比較して規模が小さい等客観的に見て経営基盤が脆弱であるものも少なくないが、今後とも相互扶助組織という特質を活かしつつ、その機能を最大限発揮していくことが期待される。こうした点を踏まえ、資本増強の具体的な審査に当たっては、協同組織金融機関の実態に即したものにするとともに、公的資金の毀損を回避する観点から、以下のような考え方によるものとする。

I. 原則

- 協同組織金融機関への資本増強は、個別金融機関の救済ではなく、中小零細企業向け金融等の円滑化、地域経済の活性化を通じて、金融システム全体をより強固なものとすることを目的とする。
- 資本増強を契機として協同組織金融機関の実態に応じた再編が行われることにより、金融システムの効率化が図られることを期待する。
- 協同組織金融機関については、単位組織間の相互扶助の仲立ちや単位組織の機能の補完の面で全国連合会等の果たす役割が大きく、これらの機関による増資等への協力や支援を期待する。

II. 審査に当たっての考え方

- 存続可能性の要件や申請時の自己資本の

区分の判定に当たっては、金融再生委員会告示にしたがって適切な引当て等が行われていることを検査結果等を踏まえて確認する。

- 相互扶助組織であるという性格に鑑みて、員外貸出の状況、融資が特定先に偏っていないか、会員・組合員等の自助努力による自力調達が行われているかどうかを考慮する。特に過少資本以下の自己資本の区分に属する金融機関については、こうした自助努力が十分に行われていることを前提とする。
- 次のような場合には、資本増強の規模や条件について優遇を行う。
 - ・ その地域における当該協同組織金融機関の存在の重要性や地元による支援の状況に鑑みて、その存続が地域経済にとって必要であると認められ、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
 - ・ 資本増強を契機とした再編が行われる場合で、当該再編が地域の金融システムを強固なものにするため必要であると認められ、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
- 経営健全化計画の内容については、収益性の向上により、投下資本の回収が確実となるものとする。なお、計画の記載内容については、協同組織金融機関の実態に応じたものとする。

III. 引受け条件等

- 資本増強に当たっては、不良債権処理の原資といった観点から劣後ローンより、資本勘定となる優先出資を基本とする。
- 優先出資の配当率等の決定は、以下の考え方によるものとする。

- ・ ペイオフ解禁に向けて更に強固な金融システムの構築が行われた状態をベースとした配当率等の水準とする。
- ・ 協同組織金融機関の法的性格及び中小零細企業向け金融等に果たしている役割に鑑み、配当率等の水準に配慮する。
- ・ 個別の協同組織金融機関について、経営健全化計画における不良債権の処理、業務再構築等による将来の財務内容・経営内容の改善の見込みに応じ、その信用リスクの低下を配当率等に反映させるものとする。
- ・ 個別の協同組織金融機関について、地域経済の活性化への貢献度を評価した上で、配当率等に反映させる。

IV. フォローアップ

- 資本増強を行った協同組織金融機関については、適切な検査・監督によりその健全性を確保するほか、年1回の決算期毎に、経営健全化計画の履行状況について早期健全化法第5条第4項に基づき報告を求め、これを公表する。また銀行の場合と同様、金融庁による四半期毎の定性的ヒアリングを行うこととする。

V. その他

- 資本増強に当たっては、上記のほか、優先出資等の引受けの時期は決算期末に限定せず、申請があれば迅速に対応するなど、基本的には「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」と同様の考え方によることとする。

◆21世紀の資金の流れの構造変革に関する研究会、「主要な公的債務の現状とその管理を巡る課題について」および「21世紀の我が国経済の持続的成長を可能とするための金融面の諸課題について」を公表

21世紀の資金の流れの構造変革に関する研究会は、6月29日、「主要な公的債務の現状とその管理を巡る課題について」および「21世紀の我が国経済の持続的成長を可能とするための金融面の諸課題について」と題する研究報告を公表した。そのポイントは以下のとおり。

主要な公的債務の現状とその管理を巡る課題について

～より効率的な公的デット・マネジメントの確立を目指して～

<ポイント>

1. はじめに

90年代において、我が国の資金の流れには大きな構造変化が生じ、企業需資減退の一方で、政府が累次の経済対策や税収の落ち込みに伴う資金の調達を進めた結果、公共部門が最大の資金不足主体となっている。平成11年末において一般政府ベースで見た負債残高は600兆円超と名目GDPを上回るものとなっている。また、今後は財投債の発行など従来なかった形の公的債務が登場する一方、少子高齢化の進展に伴い、公的年金の将来債務の問題も視野に入れて考える必要性が高まっている。

このように、21世紀の初頭においては、巨額の公的債務を抱えた経済財政運営を想定せざるを得ず、フローの資金調達はもとより、ストック

クとしての公的債務を、全体としての資金の流れの動向、マクロ、ミクロの経済政策等と整合性をとりつつ、如何に効率的に管理していくかが大きな課題となっている。

2. 主要な公的債務の現状

公的債務をなるべく広げて考えるとの立場に立って、体系性を欠くことを恐れずに、いわば鳥瞰図的に現状をまとめると次のとおり。

(1) 国債の現状

このところ国債残高は急速に増加しており、平成12年度末の国債残高は364兆円になるものと見込まれている。公債残高が累増する中で、近年、利払費は、金利低下などにより、増加が抑制されているが、今後、金利の動向等によっては、急速に増加する恐れがある。

今後、当面の間は、借換債を含め、相当程度の国債発行が続く可能性が高い。また、平成13年度からは、いわゆる財投債の発行が加わる予定である。従って、今後は、より一層効率的な国債管理政策を実施していくことが重要な課題となっている。

(2) 特別会計と特殊法人の債務

① 特別会計についての概観

特別会計は、法律の規定がある場合に限り、会計外からの資金調達が可能となるが、その場合でも、外部調達する資金の用途などについて、何らかの制限が加えられているのが通常である。

特別会計の長期の借入金（1年以上）の平成11年3月末の残高は61.9兆円である。

② 特殊法人についての概観

特殊法人（平成11年3月末現在、全81法人）が借入れ等を行う場合には、主務大臣の認可等が必要となるなど、負債の形成には相応のチェックが働くような制度となっている。

個別に見れば、特殊法人の財務情報のディスクロージャーは、関係法令により、相当程度進んできているが、特殊法人全体の債務を横断的に把握した公的資料はない。但し、財政投融资計画に残高を有する47特殊法人の財政投融资を通じた借入れ等については把握が可能であり、平成11年3月末現在、その残高は、249.2兆円である。

③ 政府関係金融機関について

特殊法人のうち、政府関係金融機関については、さらに、貸付金のうち将来貸倒れと見込まれるものに対する引当金が負債科目に計上されているとともに、不良債権の額を別途公表している。

④ 政府保証

政府の特殊法人等に対する債務保証は、原則禁止されており、法律の規定があることと、各年度予算において保証限度額についての国会の議決を得ていることを条件に、極めて限定的に行われており、戦後付された債務保証が履行された事例はない。

政府保証の平成11年度末残高（実績見込み）は、52.1兆円である。

なお、特殊法人等が、政府保証なしでの資金調達を行う場合に、市場においては、いわゆる「暗黙の政府保証」が存在してい

るとの指摘もある。これに対し、公法人の破産能力について法律上明文の規定を設けることにより「暗黙の政府保証」を明確に否定すべきとの意見、今後、特殊法人の破産能力等について検討するに当たっては、その公共性にも配慮し、その存在意義まで踏み込んだ検討を行うべきとの指摘もある。

(3) 信用保証

信用保証協会（全国に52協会）は、中小企業者が銀行等の金融機関から貸付等を受ける場合に、当該貸付金等の債務を保証する。

信用保証協会が保証した債務に不履行が発生した場合、国（中小企業総合事業団）から信用保証協会に保険金が支払われ、残余部分は地方公共団体の損失補填の対象となることから、信用保証協会の保証債務の一部は、国・地方の債務であると考えられることができる。その際、国・地方の最終的な負担額は、将来の景気の動向等により左右されるが、一定の事故率及び回収率を想定し、財源措置を行ってきているところである。

(4) 国と地方の債務とその関係

地方債は、普通会計債と公営企業債に区分される（平成12年度末残高見込みは約132兆円、約61兆円）。また、地方交付税の総額を特別に増額させるため、交付税特会が借入等を行うことがある（国と地方がそれぞれ負担、平成12年度末借入金残高見込みは約38兆円）。

現行制度のもとでは、地方の債務の範囲や国と地方の負担関係が必ずしも確定していない。これに関連して、個々の地方公共団体は交付税特会の借入を債務と認識しておらず、

負担意識の欠如が歳出の非効率化等を招いているのではないかと、という批判も存在する。受益と負担の関係を明確にし、真の地方自治を確立する観点から、地方のモラルハザードにより国・地方の債務が膨張しないメカニズムが必要、との意見、さらには、地方公共団体の破産能力を法律で規定する必要があるのではないかと、との意見もある。

(5) 公的年金

国民年金・厚生年金等の財政状況については、財政再計算等において、その将来債務及び財政見直しが示されている。資金の流れを把握する観点からは、これらの資料に基づいて、年金制度改正や人口変動等により年金の将来給付がどのように変動するのか、資金が毎年度どのように国民から保険料として支払われ、また給付を受けていくことになるのかということ考察することが重要である。

3. 国債管理政策

(1) 基本的考え方

国債管理政策の具体的目的としては、①国債の確実かつ円滑な消化を図ること、②long-runで国債調達コスト（財政負担）を最小化すること、③財政金融政策など他の関連する政策との協調を図ること、の3点が重要。

(2) 国債管理政策の方策

財投債を含む国債の確実かつ円滑な発行を行っていくため、次のような基本的考え方に沿った施策を展開していくことが望ましい。

- ① 日本国債に対する内外の信認を維持する。
- ② 国債発行に際して、市場のニーズを適確

に把握し、多様化を進めつつ、各年限の発行規模を適切に配分する。

- ③ 国債発行における透明性の確保・向上を図る。
- ④ 流動性のより一層高い国債流通市場を実現する。
- ⑤ 国債発行・流通市場及び短期金融市場など国債関連市場について、適正・公平な課税の確保等との調和を図りつつ、決済制度などのインフラを整備する。
- ⑥ 個人投資家層の拡大など、多様で厚みのある投資家層を形成する。

(3) 今後の課題

より一層効果的な国債管理政策を打ち出していくためには、これからの国債管理政策の基本的視座として、次のような見方に基づいて検討を深めていくことが適切である。

- ① 市場に対して、国債管理政策の原則及び優先課題を明確に提示する。
- ② 国債市場の整備に向けて、国債発行当局が市場参加者と幅広く対話を行い、市場の改善に向け関係者に対して積極的に働きかけていく。
- ③ グローバル市場時代の投資家にとって、欧米主要国の発行する国債に比べて、日本国債を十分魅力あるものにする。

4. 総合的な国の債務管理・リスク管理のあり方

(1) 公的債務の総合的把握

総合的な国の債務管理のあり方について、主に以下の2点から、検討していくことが必要である。

- ① 国債その他の公的債務の総合的把握に努

め、情報開示を進めることにより、我が国の財政状況についてより国民に説明責任を果たしていく。

- ② 債務を総合的に把握した後に、さらに情報を集約することにより、資金調達のコスト最小化・安定的な資金調達の維持を図るとともに、金利リスクやインフレリスクなどのリスクを総合的に把握するシステムを工夫していく。

(2) 総合的な債務把握の困難性

総合的な債務把握については、これまでの制度がそれを前提として構築されていないため、種々の困難な点が存在する。

- ① 公的部門において債務自体の帰属は明らかである場合でも、誰が最終的な負担主体であるのか認識することが困難な場合がある。
- ② 制度的に負担することになっているもの（commitment）、偶発債務（contingent liability）をどこまで債務と認識するかについても、慎重に検討する必要がある。
- ③ 債務の種類は千差万別であり、総合把握するとしても、それぞれの債務の計数を単純に足し上げることができないことに留意が必要である。

(3) 資金の流れを把握する視点

これらの債務が、「債務」として具体的な計数を以って統一的に把握することが困難だとしても、それぞれの分析目的あるいは政策目的に沿って重要性の高いものを選択し、フローの状況等を含め把握することが重要である。

21世紀の我が国経済の持続的成長を可能とするための金融面の諸課題について

～企業金融を中心とした現状分析と検討～

<ポイント>

1. はじめに

(1) 基本的問題意識

21世紀の我が国経済が持続的成長を達成するためには、IT革命等の経済環境の構造変化に対応して、我が国企業が、成長段階毎に事業活動の活性化、収益性の向上等を図っていくことが求められる。

このためには、我が国の金融資産が、企業に対し、その成長段階や事業内容等により異なる資金ニーズやリスクに応じて円滑に供給される（「資金の流れ」）必要がある。

この「資金の流れ」について、企業金融の側面を中心に分析する。

(2) 全体構成（現状分析と課題の抽出検討）

「資金の出し手」（家計）と「資金の受け手」（企業）の現状分析
（企業の側ではアンケート調査を中心）

・企業の成長段階や資金ニーズ等により異なる課題の抽出

↓

典型的に4つの企業区分に分けて、企業金融の課題を検討
（企業や市場関係者へのヒアリングを中心）

・期待成長力の小さい未公開企業
・期待成長力の大きい未公開企業

・成長期の公開企業

・成熟企業

2. 家計の資産選択に関する分析及び企業金融を巡る現状分析

(1) 家計の資産選択に関する分析

企業の様々なニーズに対応した「資金の流れ」が円滑に行われるためには、幅広い資金供給ルートを活用が可能であることが必要。

これに対し、「日本人にはリスク回避的な国民性があり、このため、企業への資本市場を通じた資金供給チャネルの拡大に制約」との見方があるが、必ずしも適当ではないのではないか。

・戦前における我が国民間部門の株式等の保有割合
・「住宅・土地等」と「株式」を合わせた資産のシェアの日米比較 等

→ 投信等の制度整備、賃金・年金制度改革等の環境変化は、方向性としては家計の有価証券保有を抑制してきた要因を緩和するのではないか。

→ 個人投資家がリスクを正確に把握した上で投資できる環境の整備

→ 企業金融の本質としては、企業の投資価値の向上、コーポレート・ガバナンスの充実が求められる。

(2) 企業に関する現状分析

上場企業等と店頭登録企業等は、各々、企業金融の現状と今後についてどのように考えているのか、「投資価値重視、資金調達が多様化」といった経営改革は広範な共通認識であ

るのか、という問題意識から現状を分析。

① 上場企業等

アンケート調査では、全体として、広範な経営改革の問題意識は有しつつも、具体的な対応（資金調達が多様化等）には必ずしも結びついていない面があるのではないか。

- 資本市場のインフラ等が資金調達手段の多様化を阻害していないか（＝「成長期の公開企業」に典型的な課題）。
- 投資価値重視の経営改革を進める上で、我が国の基本法制等が制約となっていることはないか（＝「成熟期の公開企業」に典型的な課題）。

② 店頭登録企業等

アンケート調査では、資本市場を通じた資金調達に意欲的であることが示された。他方、既存の金融機関の融資機能やベンチャー投資にあたっての投資家保護等に対し問題意識が明らかにされた。

- 金融機関のミドルリスクの融資機能は整備されているのか。他方、企業の側でも、適正な財務・ディスクロージャー等の整備を進めているのか（＝「期待成長力の小さい未公開企業」に典型的な課題）。
- 投資家保護を図りつつ、ベンチャーキャピタル等の出資を通じて公開等を果たす上で、我が国のガバナンス制度は使いやすいか（＝「期待成長力の大きい未公開企業」

に典型的な課題）。

- 3. 企業の成長段階・資金ニーズ等に応じた円滑なファイナンスのための課題
＝4つの企業区分毎の課題の検討＝

(1) 期待成長力の小さい未公開企業

今後とも金融機関の融資が資金調達の中心となるが、企業の財務体質の強化等の観点から、将来のキャッシュ・フローに対応した融資となるよう、貸し手・借り手双方が行動していくことが基本。

- 民間金融機関の側において、リスクとリターンの対応関係を、自らのガバナンスとしても借入れ企業の財務規律としても構築していく必要（ミドルリスクの審査機能の育成）
- 中小企業の資本市場からの資金調達の拡大のための仲介者等の育成

中小企業ヒアリングでは、地方企業の金融情報（私募債等）不足が明らかに

- ⇒ 企業の側の財務基盤の確立とこれをサポートする会計監査等の裾野の拡充、企業のガバナンスの向上等の中長期的課題への取り組み

(2) 期待成長力の大きい未公開企業

多数の者がリスク審査・リスク負担を行う資本市場からのファイナンス、特にベンチャーキャピタルが重要な位置付けを担う（ベンチャーキャピタルの投資先が株式公開等を行い、ベンチャーキャピタルが、得られたキャピタル・ゲインを人的資源・ノウハウとともに、新たな企業に投資する「好循環」を期待）。

市場関係者からのヒアリングでは、公開を可能とする場の整備にとどまらず、以下の環境整備が必要との指摘

- 投資家に対する適正で分かりやすい情報提供（ディスクロージャー等）
- ベンチャーキャピタルの人材育成、企業の側の自己努力等
- 未公開株引受証券会社の育成、未公開株市場のインフラ整備
- ⇒ 創業者が、ベンチャーキャピタル等の出資・ノウハウを得て、将来の株式公開に際しオーナー性を回復するという「インセンティブ」を引き出すためには、オーダーメイドなベンチャーキャピタルとの関係作りが必要。それを可能とする投資手法の開発、ひいては会社法制の検討（企業ガバナンスのあり方）

（3）成長期の公開企業

金融機関の融資だけでなく資本市場からも幅広く資金調達を行っており、企業が最も効率的な資金調達を行うことができるようインフラ整備が必要。

アンケート調査では、資本市場の流動性や調達コスト等に問題意識

- 資金調達までの期間の短縮化と流動性の確保の双方の観点でバランスのとれた公開基準の整備と売買システムの充実
- 幅広い資本市場の決済システムの整備

（4）成熟企業（新たな金融手法の活用）

成熟企業では、M&A手法の組み合わせ等による経営資源再構築の動きが増加している。企業側の現状認識等から、新たな金融手法の活用にあたっての課題を分析する。

上場企業等のヒアリング調査などにより、以下の分析

- ・ 上場企業におけるM&A等の活用の増加。また、それら企業では、相対的にROEが高く、外国人持株比率も高い。
- ・ ただし、M&Aの中味としては、100%子会社の買収等連結経営に影響を与えないものも多い。
- ・ 売却・買収の組合せ、MBO等を実施している企業では、今後もM&A等を用いた経営再構築を進めるとのヒアリング結果

- 企業がM&A等の活用を通じ経営資源再構築を進める動きが広範なものとなる上では、仲介業者等の裾野の拡大、雇用流動化のための検討のみならず、ガバナンス上の問題についても検討の必要性。例えば、M&Aに当たっての株主総会の運営について、今後どのように考えていくべきか。
- ⇒ 海外機関投資家が株主として増加していく中でのガバナンスのあり方（株主総会の問題に代表される我が国会社法制の国際的にみた使いやすさという課題）。

4. おわりに

- ① 4つの企業区分毎に抽出された課題において、共通する一つの切り口として、「企業

金融（コーポレート・ファイナンス）」と「企業統治（コーポレート・ガバナンス）」の一体となった検討の必要性。

（企業金融の課題の検討とは、資金の「出し手」と「受け手」との間における「キャッシュ・フローに対する請求権」と「資金の受け手の行動に関与する権利」の組合せ（ex. オーダーメイドなベンチャーキャピタルの投資契約）をどう模索していくか、という問題につきあたる）

- ② 現下の課題は、我が国企業が内外からの出資者の下において経営変革を行っていく上で、我が国の基本インフラが使いやすいものであるかどうかという本質的な問いかけが行われているものと考えられる。
- ③ 市場関係者から、我が国の基本インフラに関し、海外の焼き直しでなく、自律的に変革に向けた解答を探ることへの問題意識

が示されつつあり、金融資本市場、基本法制等の全てのインフラに対し、ファイナンスとコーポレート・ガバナンスの一体となった総合的検討が求められる（公的主体の役割）。

◆企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会、「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」を公表

企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会は、6月29日、「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」を公表した。これは、同懇談会におけるこれまでの議論を、①民間基準設定主体に確保されるべき要件に関する論点、②民間基準設定機関に求められる組織・体制等に関する論点、③資金調達に関する論点、④官民の役割分担に関する論点等に整理し、取り纏めたもの。

◆現行金利一覧 (12年7月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率	0.5	7. 9. 8	(1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利率	0.75	7. 9. 8	(1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18	(1.500)
長期プライムレート	2.15	12. 5.10	(2.2)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本政策投資銀行	2.15	12. 5.19	(2.20)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.15	12. 5.10	(2.20)
・住宅金融公庫	2.75	12. 4.20	(2.85)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	1.00	12. 6.14	(1.10)
(期間5年～7年)	1.40	12. 6.14	(1.45)
(期間7年以上)	1.90	12. 6.14	(2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (12年7月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<7月債> <u>1.622</u>	<6月債> 1.636
	表面利率 (%)	1.7	1.7
	発行価格 (円)	<u>100.67</u>	100.55
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<7月債> <u>1.137</u>	<5月債> 1.191
	同税引後 (%)	<u>0.927</u>	0.970
	発行価格 (円)	<u>94.50</u>	94.25
政府短期証券		<12年7月10日発行分>	<12年7月3日発行分>
	応募者利回り (%)	<u>0.220</u>	<u>0.180</u>
	発行価格 (円)	<u>99.943</u>	<u>99.954</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<7月債> <u>1.788</u>	<6月債> 1.800
	表面利率 (%)	<u>1.7</u>	1.8
	発行価格 (円)	<u>99.25</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<7月債> <u>1.800</u>	<6月債> 1.811
	表面利率 (%)	1.8	1.8
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	99.90
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<7月債> 1.250	<6月債> 1.250
	表面利率 (%)	1.25	1.25
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<7月後半債> 0.250	<7月前半債> 0.250
	同税引後 (%)	0.210	0.210
	割引率 (%)	0.24	0.24
	発行価格 (円)	99.75	99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆台湾中央銀行、政策金利を引き上げ

台湾中央銀行は、6月27日、再割引金利(4.625%→4.75%)および担保貸出金利(5.0%→5.125%)の引き上げを実施した。

◆フィリピン中央銀行、政策金利に階層方式を導入

フィリピン中央銀行は、6月23日、翌日物借入金利に階層方式(Tiering Scheme)を導入することを決定し、最初の50億ペソについては10%、次の50億ペソについては8.5%、100億ペソ超については7.0%となった。貸出金利は据え置かれた。

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、7月10日、公定歩合の引き下げ(33%→28%)を実施した。

◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、6月21日および7月10日、市場介入翌日物金利の引き下げ(18.5%→6月21日17.5%→7月10日17.0%)を実施した。

◆ブラジル政府の国家通貨審議会、2002年のインフレ率目標値を発表

ブラジル政府の国家通貨審議会は、6月28日、2002年のインフレ率目標値(2002年末前年比+3.5%±2%)を発表した。